

平成24年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 本件再審査請求に至る経緯

一件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、昭和○年○月○日にA(以下「A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。

(2) Aは、○○○月の厚生年金保険の被保険者期間及び○○月の国民年金保険料全額免除期間を有する、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による老齢厚生年金の受給資格期間を満たした者であったが、平成○年○月○日、○○歳で死亡した。

(3) 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「(夫)A様が死亡した当時、請求者(妻)B様がその者によって生計を維持していたものとは認められないため。遺族厚生年金は、厚生年金加入者または加入していた人が死亡した当時、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。妻の申し立てによると、平成○年○月から別居となり、その理由が夫の暴力を恐れたためとはいえ、そのCが平成○年○月に亡くなるまで夫の行方もわからない状態で、お互い生活保護を受けており夫からの経済的援助はなかった。

また音信についても妻と直接の音信はなかったとのことであり、婚姻関係は形骸化しており生計維持関係があったとは推察されない。」との理由により、請求人に遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

(4) 請求人は、原処分を不服として、○○○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

2 争点

老齢厚生年金の受給資格期間を満たした者が死亡した場合、その者の死亡の当時において、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者として、生計を同じくし、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者でなければならぬとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知)。したがって、本件の争点は、上記法令等の規定に照らして、請求人が、Aの死亡に係る遺族厚生年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

3 争点に関する請求人の主張

本件裁決書添付別紙「審査請求の趣旨および理由」のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 上記第2の1の各事実每一件記録を併せると、次の各事実が認められる。

(1) Aと請求人は、昭和○年○月○日婚姻し子をもうけたが、平成○年○月○日に請求人は家を出てAと別居した。

(2) Aは、平成○年○月○日、○○○市○○○町○○○○○○○○○○○○において死亡(非定型的縊死)した。

(3) 請求人は、平成○年○月○日、婚姻前の氏に復し、○○姓となった。

(4) Aが死亡した時点でのAの登録住所は、〇〇〇市〇〇〇〇〇-〇〇〇(平成〇〇年〇月〇日転入、同月〇日届出)であり、同所には、〇〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇〇号からの転入を届出たものである。

(5) 請求人の登録住所は、平成〇年〇月〇日付で、〇〇〇市〇〇〇〇-〇-〇 〇〇〇号棟〇〇〇号に転入し、これを届出をしているが、同所には、同県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇-〇 県住〇号棟〇〇〇号からの転入を届出たものである。なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付で、同市〇〇〇〇-〇-〇 〇〇〇号棟〇〇〇号室への転居届を出している。

(6) Aに係る国民年金保険料は、平成〇年〇月から同〇年〇月までの期間は法定免除とされており、同年〇月から同〇年〇月(死亡した前月)までの期間は未納である。

(7) 請求人の平成〇年の収入は、公的年金収入が〇〇〇万〇〇〇〇円である。

(8) 請求人が提出した「生計維持・同一証明書」の一部を摘記すると以下のとおりである。

ア 別居しているまたは住民票が別住所となっている理由 結婚当初から酒びたりで昭和〇〇年頃にアルコール中毒で入院し5年程入院しておりました。退院後は酒がギャンブルに変わり、家族にわからないようにサラ金に多額の借金をしていました。その内返済が難しくなって私も昼夜働いて家計を支えておりました。そうした状況で再飲酒し、入退院を繰り返すようになりました。生活を改める努力が全く見られず、暴力を振るい、ある時には同居していた娘にあまり暴力を振るうので止めに入った私が殴られ5、6針縫うけがをさせられたりしました。本人には別居や離婚の意志がなく、それを言い出すと何をするかわからない人間なの

で、やむを得ず、黙って家を出るしか方法がありませんでした。

イ 生計維持・生計が同一である具体的な事実について 私が家を出てからは長女夫婦が私の代わりに様子を見に行ったり必要な物を届けたりしていたのですが、本人は働きもせず、その内〇〇〇の方へ引越したようです(後でわかったことですが)。当時は県営住宅に住んでいたのですが、退居届も出さず家もそのままだったので家賃が6ヶ月分滞納しており、その請求が私の方になりました。当時自分の生活も苦しく分割してもらい、私が払いました。

その後、本人は〇〇県に戻ってきたようですが、酒を飲んで行き倒れ、病院に収容されるというような生活でしたので、行方もわからない状態でした。それでも亡くなったとの連絡を受けた際には引き取りに行き、葬儀の費用も全部賄いました。

(9) 保険者の照会に対し、平成〇〇年〇月〇日付で請求人が回答した内容の要旨は以下のとおりである。

ア 別居したのはいつ頃からか。

平成〇年〇月〇日

イ 音信・訪問等はどれくらいの頻度であったか。平成〇年から〇年の間、長女や私の姉宛に、私の行方を知るためとか、問題を起こしたときの連絡とかで、訪問・電話があった。

ウ Aから年1回以上送金・仕送り等があったか。本人も私も生活保護を受けていたのではありません。私も働きながら、本人は入院して、生活保護を受けていた為ありませんでした。

エ 別居生活の解消の話し合い、努力をしたか。行わなかった。本人はアルコール依存症で、生活面でも精神面でも私に依存していたため、一緒に生活していくと生命の危険性もあったため、やむをえず黙って家を出ることになりました。理性のない

人でしたので、見つかったり、会ったりすると何をされるかわからないので出来ませんでした。

オ 葬儀の喪主は誰か。請求人は参列したか。喪主は長男。葬儀には参列しています。

2 以上の認定された事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第1課長・業務第2課長通知）」を定めているが、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、前記(1)のイに該当しないことは明らかであるので、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうかの問題となる。

請求人とAの別居は、Aのアルコール依存症とそれに伴う暴力・借金などから発したものと認められ、そのため

請求人自身も、Aの居場所を探して連れ戻すような積極的な行動は起こしていないし、別居解消のための協議も行っていない。別居後のAが生活保護を受給していたことについては、保険者及び請求人に争いはなく、上記1の(6)で認定したとおり、Aの国民年金保険料が平成〇〇年〇月から同〇〇年〇月までの期間は法定免除とされていることによっても、これを裏付けることができる。また、上記1の(9)ウで認定したとおり、Aから請求人に対する送金はなく、音信についても、長女や請求人の姉宛に、請求人の行方を知るためとか、問題を起こしたときの連絡とかで、訪問・電話があっただけであり、他に生計維持を証する客観的な資料もなく、これらを総合してみると、Aから請求人に対しての経済的援助・定期的な音信を認めることはできないといわざるを得ないから、前記(1)のイに該当するとみることもできない。

(3) 以上によれば、請求人は、Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることはできないといわざるを得ないことになるから、原処分は妥当であるというほかに、これを取り消すことはできない。

よって、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。